省　令

○総務省令第十九号

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）附則第二十五条の規定に基づき、子ども・子育て支援臨時交付金に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月十一日

総務大臣　武田　良太

子ども・子育て支援臨時交付金に関する省令の一部を改正する省令

子ども・子育て支援臨時交付金に関する省令（令和二年総務省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（交付すべき額の算定に錯誤があった場合の措置） **第四条**　総務大臣は、子ども・子育て支援臨時交付金を各都道府県及び各市町村に交付した後において、その交付した額の算定に錯誤があったため、交付した額を減少する必要が生じたときは、当該減少すべき額を返還させることができる。	［新設］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。